

空家等管理活用支援法人指定書

鹿 地 第 78 号
令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島市上之園町24番地 4
公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会 様

鹿屋市長 中 西 茂



令和 7 年 4 月 18 日付の申請については、審査の結果、適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

1 法人の名称又は商号

公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会

2 法人の住所

鹿児島市上之園町24番地 4

3 事務所又は営業所の所在地

2 と同じ

4 業務内容

- (1) 空き家等対策に関する研修の実施
- (2) 空き家等の相談対応
- (3) 空き家等対策に関する広報

5 指定の期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

6 指定に当たっての要件その他の事項

- (1) 市長及び支援法人は、事業内容について適宜協議を行い、必要な改善を図ること。
- (2) 支援法人は、公平・公正・中立の立場から相談に対し親身に応じること。
- (3) 市長は、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、その業務の運営改善に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができること。
- (4) 支援法人は、引き続き指定を受けようとする場合は、指定の有効期間満了の日の 1 か月前までに指定更新申請を行うこと。また、名称や業務内容等を変更しようとする場合、又はその業務を廃止した場合は、速やかに市長に届け出ること。
- (5) 支援法人は、月例報告に加え、事業年度終了後は、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出すること。
- (6) 市長は、支援法人が指定要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、指定を取り消すことができること。